

平成29年度 第3回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

日時：平成30年2月6日（火）

午後15時00分から

場所：盛岡市総合福祉センター 講堂

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

ツキノワグマの狩猟期間の延長について（報告）・・・資料1

4 その他

5 閉 会

ツキノワグマの狩猟期間の延長について

1 概要

岩手県では、毎年、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害が発生しており、ツキノワグマの出没件数が増加するなど、人との軋轢が問題となっている。

近年では、狩猟者の高齢化や減少により、狩猟によるツキノワグマの捕獲が徐々に減少し、有害鳥獣捕獲による捕獲が多くを占めている状況にある。

有害鳥獣捕獲では、わなを使用するため、危険性を感じることもなく捕獲され、処分されるため、人里への抑制効果はないものと考えられる。一方、狩猟行為では、野山で追い回され、銃声などを聞くことにより、人の怖さを学習し、人里への出没の抑制等が図られるものと期待されることから、ツキノワグマの狩猟期間の延長を検討する。

2 狩猟延長期間

(1) 狩猟期間を延長する区域

県内一円の区域

(2) 延長する期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで：11/1～11/14 の期間を延長

狩猟期間	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
法における規程（法第2条） 〔狩猟期間：10/15～4/15〕								
国による狩猟期間短縮（法第11条） 〔狩猟期間：11/15～2/15〕								
第4次計画に基づく延長（H29～33） 〔狩猟期間：11/1～2/15〕								

■ 延長期間（11/1～11/14）

3 鳥獣保護管理事業計画等の変更について

狩猟期間の延長を踏まえ、第12次鳥獣保護管理事業計画及び第4次ツキノワグマ管理計画や捕獲数の管理年次の変更など所要の改正を行う。

(1) 計画の名称

- ① 第12次鳥獣保護管理事業計画
- ② 第4次ツキノワグマ管理計画

(2) 期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 スケジュール

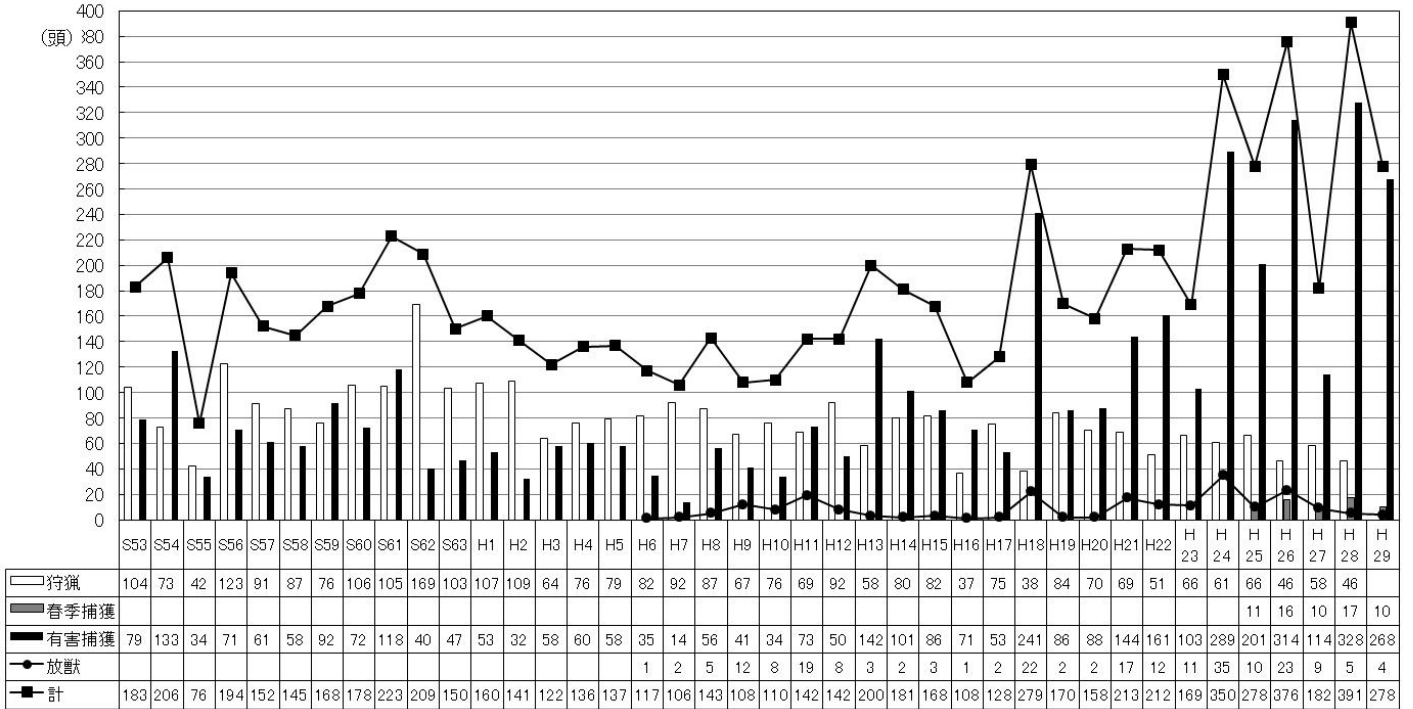
- 平成 29 年 10 月 ツキノワグマ管理検討委員会へ協議
- 平成 30 年 2 月 環境審議会自然・鳥獣部会へ報告
- 3～4 月 利害関係人・関係機関へ意見照会、パブリックコメント
- 6 月 環境審議会自然・鳥獣部会へ諮問及び答申
- 9 月 ○ 県報告示、環境大臣届出、関係機関等へ通知 [狩猟期間の延長]
○ 公表、環境大臣報告、関係機関等へ通知 [計画の変更]

(参考)

年度別 ツキノワグマ捕獲数 (平成29年11月末現在)

注1) 放獣数は、有害捕獲数の内数
注2) 平成25年度から捕獲の管理年次が11月15日～翌年11月14日となっている。

○ 狩猟 ■ 春季捕獲 ■ 有害捕獲
● 放獣 ■ 計



ツキノワグマ出没件数

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	計
平成29年度	126	351	641	527	608	186	59	47	16		2,561
平成28年度	134	449	775	709	642	165	98	78	6	14	3,070
平成27年度	102	287	332	279	236	63	33	7	14	17	1,370
平成26年度	136	383	379	407	497	253	99	39	8	20	2,221
平成25年度	64	236	420	374	506	167	67	43	16	4	1,897
平成24年度	91	248	347	425	618	401	169	50	11	9	2,369
平成23年度	14	46	88	227	398	131	72	59	8	9	1,052
平成22年度	14	76	117	136	112	36	19	13	5	3	528
平成21年度	20	50	50	64	65	23	10	8	0	4	290
平成20年度	17	94	54	66	78	22	11	7	2	1	351
平成19年度	14	50	60	59	105	30	8	8	4	4	338
平成18年度	14	38	91	126	158	82	52	14	3	7	578
平成17年度	10	30	62	66	56	21	6	5	1	7	257
平成16年度	6	30	60	107	65	9	12	3	4	3	296
平成15年度	11	31	38	69	83	20	23	11	1	1	287
平成24年度～28年度平均値	105	321	451	439	500	210	93	43	11	13	1,964

※平成23年7月分から調査方法を変更しました。
平成23年6月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）
平成23年7月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）

ツキノワグマによる人身被害状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度(1月末現在)		年平均	
北上高地	4件	4人	7件	8人	10件	10人	11件	11人	11件	11人	8.6件	8.8人
北奥羽	3件	7人	6件	8人	3件	4人	6件	8人	5件	6人	4.6件	6.6人
	7件	11人	13件	16人	13件	14人	17件	19人	16件	17人	13.2件	15.4人

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 [略]

2～3 [略]

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 [略]

（第一種特定鳥獣保護計画）

第七条 [略]

2～4 [略]

5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

6～8 [略]

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 [略]

一～三 [略]

2～3 [略]

4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。

5～6 [略]

（第二種特定鳥獣に係る特例）

第十四条 [略]

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 [略]

4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。